

山江村メディカルフィットネス推進事業に係る包括連携協定  
締結候補者募集公募型プロポーザル実施要領

山江村 健康福祉課

令和8年1月

## 第1章 総則

### 1.1. 事業の目的

山江村では、全国的に医療費の増大が社会的な課題となる中、本村においても一人当たり医療費が伸長し、住民の63%に運動習慣がないなど、生活習慣病のリスクが高い状況にある。この状況を改善し、「全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」という健康日本21（第3次）のビジョンを達成するため、多様な担い手の連携とテクノロジー活用を強化する。

本事業では、ICTを積極的に実装することで、ウェアラブルデバイスや専用アプリを利用し、特定健診データや日々の活動量を一元的に収集・管理する。これにより、個人の健康状態を数値やグラフで「見える化」オーダーメイドの運動・栄養プログラムを個人に提供する。村の空き施設「黎明館」をリノベーションして介護予防拠点施設に用途変更し、継続的な健康管理とPDCAサイクル推進の仕組みを構築することで、生活習慣病の重症化予防を促進し、医療費の適正化及び健康寿命の延伸を目指としたメディカルフィットネス推進事業を実施する。この事業を実現するため、民間企業が持つ高度な技術、専門的なノウハウ、人的資源等を活用した包括的な連携を構築します。本プロポーザルは、当村の「思い」を理解し、その実現に最も貢献できる連携候補者を公平かつ公正に選定することを目的とする。

### 1.2. 業務の概要

- (1) フィットネス（運動）部門
- (2) 健康ポイント部門

### 1.3. 担当課

山江村 健康福祉課 保健衛生係

所在地 〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲 1356番地の1

電話 0966-24-1700（直通）

メールアドレス [hoken-eisei@vill.yamae.lg.jp](mailto:hoken-eisei@vill.yamae.lg.jp)

ホームページURL <http://www.vill.yamae.lg.jp>

### 1.4. 選定後の取扱い

#### (1) 選定結果:

各部門の最優秀提案者と、年度内に「包括連携協定」を締結する。

この協定は、協力関係の構築を主目的とするものであり、金銭の授受を伴う特定の契約（業務委託・売買等）を定めるものではない。

#### (2) 具体的な事業（機器導入等）の実施:

協定締結後、提案された内容に基づき、当村が必要と判断した具体的な事業（機器導入等）については、次年度以降に改めて、地方自治法に定める「競争入札」または「随意契約」等の調達手続を行うものとする。

本協定の締結をもって、特定の企業に調達手続上の優位性を与えるものではない。（ただし、協定締結候補者と、調達手続の詳細を詰めるための協議を

行うことがある。)

(3) 予算の扱い:

本プロポーザルは協定締結候補者の選定を目的とし、金銭の支出を伴わないため、現時点での予算措置は伴わない。

## 第2章 参加資格及びスケジュール

### 2.1. 参加資格

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たす必要がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き等の申し立てがなされている者でないこと。
- (3) 山江村暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加排除措置を受けていないこと。
- (4) 包括協定を締結後、当村と継続的かつ誠実に連携・協働する意思を有していること。

### 2.2. スケジュール

本件は、年度内の包括連携協定締結により早期の協力体制を構築することを目的としており、また具体的な物品調達を伴わない（金銭的権利義務が発生しない）選定であるため、公募期間を下表のとおり設定し、迅速な執行を図るものである。

日程	項目	備考
1月21日(水)	公募開始、実施要領・提案に求める事項公開	ホームページにて掲載
1月23日(金)	質問書提出期限（正午締切・当日夕方までに一括回答）	質問は健康福祉課保健衛生係へメールにて提出
1月28日(水)	提案書提出期限	午後5時必着（メール【PDF形式】にて受付）
2月中旬	令和8年2月中旬に企画提案のプレゼンテーションを予定。	プレゼンテーションの時間等の詳細内容は、電子メールにて、企画提案書等の提出を依頼する事業者に連絡。
2月中旬以降	包括連携協定の協議及び締結	協定書の内容協議を経て締結

## 第3章 提案に求める事項及び評価基準

### 3.1. 提案の基本方針

提案者は、当村のビジョン実現に向け、「協定締結によってどのような価値を創出するか」という視点から、ハード・ソフト両面での実現に向けた具体的

なロードマップ（青写真）を提案すること。

### 3.2. 提案に必ず含むべき事項

- (1) 当村の課題・ビジョンへの理解度と共感
- (2) 連携分野と具体的提案内容（貴社が提供可能な技術、ノウハウ、実績等）  
※「具体的な機器導入の計画」ではなく、「課題解決に向けた提案」を記述すること。
- (3) 協定締結後の連携・協働の進め方（体制、窓口、頻度）
- (4) 想定される事業化のロードマップ（次年度以降の事業展開イメージ）

### 3.3. 評価基準

審査は、当村が求める「事業の思いの実現に向けた適格性」に重点を置いて行うものとする。

評価項目	主な視点	配点(例)
1. 連携の実現性	当村のビジョンを深く理解し、その実現に向けた提案内容が具体的かつ妥当か	40点
2. ノウハウ・専門性	提案者が持つ技術、実績、リソースが、当村の課題解決に貢献できる専門性を有しているか	30点
3. 協働体制の構築	協定締結後の連携体制、提案者の地域に対する継続的な貢献意欲、推進体制の安定性	20点
4. 独創性・将来性	提案の斬新さ、将来的な事業拡大の可能性、費用対効果の合理性	10点
合計		100点

## 第4章 提案書の作成及び提出

### 4.1. 参加申し込み

本プロポーザルに参加を希望する場合は、次のとおり参加申込に必要な書類を提出すること。

#### (1) 受付期間

令和8年1月21日（水）から令和8年1月28日（水）午後5時までに健康福祉課保健衛生係へメール（[hoken-eisei@vill.yamae.lg.jp](mailto:hoken-eisei@vill.yamae.lg.jp)）で提出すること。

#### (2) 参加申請提出書類

参加申請提出書類は次の表のとおり。書類提出は日本興業規格によるA4版の規格で作成し、PDF形式で提出すること。

参加申請提出書類	様式	備考
参加申込書（兼誓約書）	様式1	
事業提案書（A4サイズ10枚以内） ※A3サイズは5枚以内	届出書_様式2	届出書（様式2）と併せて提出。提案書は任意様式※下記作成方法参照。
会社概要（既存パンフレット等可）		

#### (3) 提出方法

「実施要領 1.3. 担当課」あてにメール（[hoken-eisei@vill.yamae.lg.jp](mailto:hoken-eisei@vill.yamae.lg.jp)）

により提出すること。

(4) 事業提案書の作成方法

ア A4 判 10 ページ以内 (A3 サイズは 5 ページ以内) とし、ページ番号を付番とすること。(表紙、裏表紙含む。)

イ 内容については、提案の具体的な内容や実施方法等を順序立てて説明する構成として記載すること。

ウ 文書を補完するための写真、イラスト、グラフ等の使用は任意とする。

## 第 5 章 審査方法

### 5.1. 審査方法

審査は、参加事業者の提案の内容に基づき「(仮称) 山江村メディカルフィットネス推進事業包括連携協定締結候補者募集プロポーザル審査委員会」を設置し、審査する。

### 5.2. 評価

評価は、企画提案を基に、「3.3. 評価基準」により行う。評価の上位の者を連携協定事業者に決定する。

### 5.3. プレゼンテーション

ア プレゼンテーション(ヒアリング)を行うことを予定している。プレゼンテーションの実施は、令和 8 年 2 月中旬を予定している。(場合によっては、プレゼンテーションを実施しない場合もある。)

イ プレゼンテーションを実施する場合は、部門ごとに行い、出席者は管理責任者となるものを含む 3 名以内とし、時間は 20 分以内。その後、質疑応答含むヒアリング(時間は 10 分以内)を行う予定。

### 5.4. 選考結果

選考結果は、プレゼン後数日中に参加事業者に電子メールで通知する予定。

### 5.5. その他

- (1) プレゼンテーションでプロジェクター等が必要な場合は、担当課に事前に連絡すること。電源、プロジェクター、スクリーンについては山江村で用意するが、パソコンについては各参加事業者にて準備すること。
- (2) 管理責任者として予定している者は出席すること。
- (3) 審査委員会での選考は非公開とする。
- (4) 選考結果に対する異議申立ては受理しないものとする。

### 5.6. 結果の公表

選考結果については、山江村ホームページで公表する予定。

### 5.7. 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 「参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出期限までに提出書類が提出されなかつた場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があつた場合
- (4) プレゼンテーションを実施する場合に参加しなかつた場合
- (5) 選考の公平性を害する行為があつた場合
- (6) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく審議に反する行為等、審査委員会委員長が失格であると認めた場合

#### 5.8. その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加する費用はすべて参加する事業者の負担とする。
- (2) 提出書類の提出後の修正又は変更は一切認めないものとする。
- (3) 提出書類の著作権は参加する事業者に帰属する。ただし、山江村がこの公募型プロポーザル結果の報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (4) 提出された書類は返却しないものとする。
- (5) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、山江村情報公開条例（平成15年条例第6号）に基づき提出書類の公開について判断する。
- (6) 「参加申し込み」の後に辞退する場合は、辞退届（様式10）を提出するものとする。